

# 平成 27 年度第 1 回多治見市介護保険運営審議会議事録

日 時：平成 27 年 7 月 2 日（木）

13:30～14:30

場 所：多治見市役所駅北庁舎 4 階第 1 会議室

出席： 小池恭子委員、佐藤美智子委員、田中英次委員、田中勇治委員、仲西直治委員  
坂野景子委員、宮嶋勇委員、山中克仁委員、渡辺博貴委員 （50 音順）

欠席： 若尾一恵委員

事務局： 額額福祉部長、杉村高齢福祉課長、春田リーダー、小栗リーダー、大畑

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局               | 定刻となりましたので、ただ今から平成 27 年度第 1 回多治見市介護保険運営審議会を開催します。本日は、大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。高齢福祉課長の杉村でございます。どうぞよろしくお願いします。<br>7 月 1 日付けで委員の交替があり、井澤委員の後任として渡辺委員が就任されましたのでご報告いたします。<br>本審議会は、委員の過半数の出席で成立することとなっているため、本日の審議会は成立していることをご報告いたします。また、本審議会の議事録については委員の確認をいただいた後、発言者名は公表せずホームページ上で公開させていただきます。 |
| 福祉部長<br>事務局<br>会長 | —配布資料の確認—<br>それでは、次第に沿って進めさせていただきます。<br>はじめに、福祉部長から挨拶を申し上げます。<br>挨拶<br>それでは、これより会長に議事の進行をお願いいたします。<br>それでは、これより議事に入ります。市長からの諮問事項であります「平成 26 年度介護保険事業特別会計決算状況」について、事務局から説明願います。                                                                                                                  |
| 事務局<br>会長<br>委員   | —資料に基づき説明—<br>事務局の説明について、ご意見やご質問はありませんか。<br>この 4 月から介護報酬の引き下げが実施されて、各介護事業所では非常に厳しい経営を強いられることとなっています。また、介護の現場では人手不足が深刻な問題となっており、スタッフを如何に確保していくかが大きな課題となっています。                                                                                                                                    |
| 委員                | 第 6 期介護保険料基準月額 5,200 円で、全国平均等と比較すると低く抑えられていると感じています。繰越金や基金への積立金については 3 年というスパンで考慮し保険料が設定されているという考え方でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                  |
| 事務局<br>会長         | その通りでございます。<br>他に質問等はございませんか。<br>それでは、平成 26 年度介護保険事業特別会計決算状況について採決します。当議案について賛成の方は挙手をお願いします。<br>—全員挙手—<br>全員一致ということで、この案件については事務局原案のとおり答申したいと思えます。                                                                                                                                              |
| 事務局<br>会長         | 審議事項については以上となります。次に報告事項に入ります。「報告事項 1. 平成 26 年度介護保険事業状況」について、事務局から説明をお願いします。<br>—資料に基づき説明—<br>事務局からの説明について、ご意見やご質問はありませんか。                                                                                                                                                                       |
| 事務局               | 介護保険に関する相談はどこにしたら良いかという質問を受けることがありますが、その場合はどう答えればよろしいですか。<br>市役所高齢福祉課か、市内に 4 ケ所ある地域包括支援センターにお尋ねくださいと回答していただければ結構です。                                                                                                                                                                             |

|     |                                                                                                                                |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会長  | 介護保険の財源構成のグラフについてですが、40 歳から 64 歳までの保険料と 65 歳以上の保険料と合わせて全体の 50%という構成になっていますが、これほどきっちり保険料収入が確保できるものでしょうか。                        |
| 事務局 | 介護給付費に対する保険料の負担割合が 65 歳未満は 28%、65 歳以上は 22%と決められていますので、介護保険計画期間 3 年間の費用を推計した上で、その費用を賄うにはこれだけの保険料を確保する必要があるという算定方法で保険料の設定をしています。 |
| 会長  | 他に質問等はございませんか。                                                                                                                 |
|     | それでは次に、「報告事項 2. 介護保険条例等の改正」について、事務局から説明をお願いします。                                                                                |
| 事務局 | —資料に基づき説明—                                                                                                                     |
| 会長  | 事務局からの説明について、ご意見やご質問はありませんか。                                                                                                   |
|     | それでは次に、「報告事項 3. 介護保険制度の改正」について、事務局から説明をお願いします。                                                                                 |
| 事務局 | —資料に基づき説明—                                                                                                                     |
|     | 事務局からの説明について、ご意見やご質問はありませんか。                                                                                                   |
| 委員  | 新しく発行される負担割合証は何色ですか。これは保険者によって違いますか。                                                                                           |
| 事務局 | 多治見市はうぐいす色の割合証を発行します。色は保険者によって違います。                                                                                            |
| 委員  | 負担限度額認定証に資産の審査が加わるとのことですが、土地などの価格はどのように判断すれば良いのでしょうか。                                                                          |
| 事務局 | 今回の改正において国が示している資産とは、預貯金や有価証券を指しており、不動産については対象外となっています。                                                                        |
| 会長  | 報告事項については、これで終了します。その他について、事務局をお願いします。                                                                                         |
| 委員  | 次回の審議会は、来年 2 月頃開催する予定です。                                                                                                       |
| 会長  | それでは、これもちまして平成 27 年度第 1 回介護保険運営審議회를終了します。ありがとうございました。                                                                          |